

## 【指導連携施設の新設に伴う Q&A】

Q) 指導連携施設での研修期間や内視鏡診療実績は専門医申請時に有効ですか？

(A) はい、指導連携施設での研修期間や内視鏡診療実績数は専門医申請時に有効です。

Q) 指導連携施設から指導医申請は可能ですか？

(A) はい、指導医申請可能です。

Q) 常勤指導医 1 名、非常勤専門医 1 名の計 2 名がいる施設は、非常勤専門医がいれば指導連携施設としての申請が可能でしょうか？

(A) 常勤専門医は必須となります。非常勤は指導医のみ可となります。

Q) 常勤指導医が 2 名いる施設は指導連携施設として申請可能ですか？

(A) 常勤指導医が 2 名いる施設の場合、非常勤指導医は不要となりますが、指導施設との連携は必要となります。連携する指導施設名と指導責任者名を申請書へご記載下さい。

Q) 非常勤指導医は他支部の指導医でも可能でしょうか？

(A) 原則、同支部内での派遣とします。